



特許技監 岩崎 晋

新年明けましておめでとうございます。2022年の年頭にあたり、御挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界の経済・社会情勢が劇的に変化し、ユーザーの皆様や特許庁を取り巻く環境も大きく変わってきています。多様なユーザーニーズに対応するため、特許庁は、2018年5月に『「デザイン経営」宣言』を取りまとめて以来、デザイン経営の手法により、ユーザーの視点を取り入れ、各種課題に取り組んできました。

現在、グローバル競争において、従来の特許権を重視する技術優位の競争から、デザインやブランドによる差別化の重要性が高まっています。いわゆる知財ミックスを戦略的に取り入れている企業が増加している中、特許庁としても、分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査、権利化を行う「事業戦略対応まとめ審査」の実施によって、知財ミックスを推進しようと取り組んでいるところです。また、令和元年には意匠法を抜本的に改正し、新たに画像・建築物・内装の意匠の保護やより使いやすい関連意匠制度を実現しました。今後も、意匠制度や意匠法改正内容の周知を強化し

つつ、意匠制度の一層の利便性向上に向けて、ユーザーニーズに即した意匠制度の検討を行ってまいります。

デザイン経営の取組の一つとして、ミッション・ビジョン・バリューズ (MVV) の策定があります。特許庁のMVVは10年以上前に策定されて以来更新されておりませんでした。新たな時代に即した知財行政を行っていくために、昨年6月に、新しいMVVを策定し公表しました。特許庁が実現したい社会と、その実現のために特許庁が何をすべきかについて、職員一人ひとりが自分ごととして、また、ユーザーの視点から考え、庁内で徹底的にディスカッションを行い作り上げました。今後は、このMVVに即し、「知」が尊重され、一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現するため、イノベーションの促進に全力で取り組んでいきます。

特許庁を取り巻く環境変化の一つとして、テレワーク等のリモート化、デジタル化の推進があります。テレワークの浸透に伴い、テレワーク中の審査官・審判官との電話連絡手段の確保について出願人等の外部からの要望が高まる中、昨年4月に、テレワーク中であっても出願人等に電話連絡ができる手段を整備しました。また、リモート化、デジタル化を推進するために、従来はFAXで送付いただいていた補正案や面接関連資料を、原則電子メールで送付いただく運用に変更しました。さらに、一昨年以降、テレワーク下でも出願人と円滑なコミュニケーションが行えるよう、Web会議サービスを利用したオンライン面接を実施しており、昨年4月にオンライン面接で利用可能なWeb会議サービスを拡充するなどユーザーのコミュニケーションに係るニーズに的確に対応してきました。

加えて、昨年、新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化等の手続の整備等の強化を

柱に、特許法等の一部の改正が行われ、昨年10月より、口頭審理のオンライン化が始まりました。引き続き、リモート化、デジタル化の動向を注視しつつ、適切な業務体制の構築に努めてまいります。

2014年度から、世界最速・最高品質の特許審査を目標として掲げ、様々な取組を行っています。しかし近年、特許出願や審査に対するユーザーニーズの変化や中国をはじめとした世界の特許文献の急増、技術の高度化・複雑化による審査処理負担の増大など特許審査を取り巻く環境が変化しています。このような環境変化の中、時々刻々と変化する多様なユーザーニーズに柔軟に対応、ユーザーに求められる真の「世界最速・最高品質」の審査を提供するために、昨年より特許審査部が一丸となって、特許審査のあり方を徹底的に見直し「特許審査をイノベーションする」ことにより、更なる効率化と質の向上を図ってまいりました。引き続き、ユーザーの皆様との共創に基づく効率的かつ適正な審査を実現するために検討を進めてまいります。

ビジネスのグローバル化が進展する中、世界各国において安定した強い特許権を迅速に取得できることは重要です。日本企業のグローバルな経済活動を支える知財環境の構築に向けて、海外知財庁と協力しながら、特許審査ハイウェイ (PPH) の利便性の向上や実効性の確保に引き続き努めてまいります。

また、AI関連発明に関する出願は国内外問わず増加傾向にあり、AI関連技術は様々な技術分野において応用が進められる代表的な融合技術であるため、こうした出願に対する特許審査は国際的にも重要視されています。そこで、AI関連発明に関する審査環境の整備のため、各審査部門が担当技術分野を超えて連携し、審査事例の蓄積・

共有や関連する特許審査施策の検討等を行うと共に、審査官(補)からの相談体制の充実化を目的とした「AI審査支援チーム」を昨年1月に発足しました。AI審査支援チームに所属するAI担当官は、審査官(補)からの相談対応等を通じて、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っています。また、昨年11月には、EPOとのソフトウェア関連発明に関する比較研究報告書をアップデートして、AI関連発明を中心とした記載要件及び進歩性に関する事例の比較を追加して、両庁における審査実務の類似点・相違点を明らかにしています。加えて、AI・IoT関連発明の特許審査について、世界に先駆けて30以上の審査事例を公表してきたほか、昨年4月には、世界でも類を見ない新たな試みとして、特許の審査基準の基本的な考え方を漫画化した、「漫画審査基準～AI・IoT編～」を公表しました。さらに、英訳したAI・IoT関連発明の審査事例及び漫画審査基準も公開しており、国際審査協力等を通じてこれらを世界に発信してまいります。

特許庁を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、この変化を自らが変革できるチャンスと捉え、ユーザーの皆様の視点に立って、職員一丸となってこの変化に対応してまいります。皆様の御健勝と御発展をお祈り申し上げて、新年の御挨拶とさせていただきます。